

※難病等の方々も障害福祉サービス等の対象となっております。
 詳細については、福祉政策課障害福祉係までお問い合わせください。

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練 用支援用具	特殊寝台 ※	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8
	特殊マット ※	①下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障害者（児童の場合は 2 級を含む。） ②重度または最重度の知的障害者（原則 3 歳以上）	褥瘡の防止または失禁などによる汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5
	特殊尿器 ※	下肢または体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害者（原則学齢児以上）	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者または介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5
	入浴担架	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者で、入浴にあたり家族など他人の介助を要する者（原則 3 歳以上）	身体障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5
	体位変換器 ※	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者で、下着交換などにあたり家族など他人の介助を要する者（原則学齢児以上）	介助者が身体障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5
	移動用リフト ※	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（原則 3 歳以上）	介護者が身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4
	訓練いす （児童のみ）	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（原則 3 歳以上）	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5
	訓練用ベッド （児童のみ）	下肢または体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（原則学齢児以上）	腕または脚の訓練などできる器具を備えたもの	159,200円	8
自立生活 支援用具	入浴補助用具 ※	下肢または体幹機能に障害を有する身体障害者で、入浴に介助を必要とする者（原則 3 歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水などを補助でき、身体障害者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	便器 ※	下肢または体幹機能障害2級以上の身体障害者 (原則学齢児以上)	身体障害者が容易に使用し得るもので手すりつきのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8
	頭部保護帽	①平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者 ②重度または最重度の知的障害者もしくは精神障害者で、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの (ア) スポンジおよび革を主材料としているもの (イ) スポンジ、革およびプラスチックを主材料としているもの	ア15,200円 イ36,750円	3
	T字状・棒状のつえ ※	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害3級以上の身体障害者 (原則学齢児以上)	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	4,460円	3
	移動・移乗支援用具 ※	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障害を有する身体障害者で、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープなどであること。 ・身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消などの用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円 (手すり5,400円)	8
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者および重度または最重度の知的障害者で、訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者 (原則学齢児以上)	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの、および知的障害者の介護者が容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8
	火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者または重度もしくは最重度の知的障害者であって、それぞれ火災発生の感知および避難が著しく困難な者で、五所川原地区消防事務組合火災予防条例で定める場所に設置する者に限る。ただし、火災発生の感知および避難が著しく困難な者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯。	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8
	自動消火器 ※	障害等級2級以上の身体障害者または重度もしくは最重度の知的障害者(児)であって、それぞれ火災発生の感知および避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知および避難が著しく困難な者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯。	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8
	電磁調理器 ※	①視覚障害2級以上の視覚障害者で、視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 ②重度もしくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	視覚障害者または知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者 (原則学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者で、聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯	音、声音などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	87,400円	10
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者 (原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	身体障害者が容易に使用し得るもの	36,000円	5
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者で、必要と認められる者	身体障害者が容易に使用し得るもの	56,400円	5
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者	身体障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者で、視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者で、視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者で、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、使用者が容易に使用し得るもの	157,500円	5
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上の視覚障害者で、視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,500円	5

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由または音声機能もしくは言語機能障害で、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者 (原則学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、身体障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級または視覚障害2級以上の身体障害者	・障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト ・上肢機能障害者：インテリキー、ジョイスティックなど ・視覚障害者：画面拡大ソフト、画面音声化ソフトなど	100,000円	5
	点字ディスプレイ	視覚障害および聴覚障害の重度重複障害を有する身体障害者で、必要と認められる者 (原則視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)	文字などのコンピューターの画面情報を点字などにより示すことのできるもの	383,500円	6
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 ・標準型 (ア)両面書真鍮板製 (イ)両面書プラスチック製	10,400円 6,600円	7
			・携帯用 (ア)片面書アルミニウム製 (イ)片面書プラスチック製	7,200円 1,650円	5
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者で就労もしくは就学している者、または就労が見込まれる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者 (原則学齢児以上)	音声などにより操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障害者 (原則学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者で、本装置により文字などを読むことが可能になる者 (原則学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物など)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字など)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者。なお、音声時計は、手指の触覚に障害があるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 (原則学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読式10,300円 音声式13,300円	10	

日常生活用具の紹介

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害または発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる聴覚障害者（原則学齢児以上）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、聴覚障害者などが容易に使用できるもの	71,000円	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕および手話通訳付きの聴覚障害者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6
	人工喉頭	喉頭摘出者	笛式：呼気によりゴムなどの膜を振動させ、ビニールなどの管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,100円	5
			電動式：顎下部などにあてた電動板を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72,200円	
	人工鼻	喉頭摘出者で、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	呼気を加温・加湿する機能にあわせ、手動または自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの	月額23,760円	—
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障害2級以上の視覚障害者	視覚障害者などが容易に使用し得るもの	29,000円	5
	福祉電話（貸与）	聴覚または音声機能もしくは言語機能に障害を有する聴覚障害者など、または外出困難な身体障害者（原則2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる者、またはファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者などまたは身体障害者のみの世帯、およびこれに準ずる世帯。	聴覚障害者など、または身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置83,300円 回線切替のみ2,000円	—
	ファックス（貸与）	聴覚または音声機能もしくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者などで、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む）によるコミュニケーションなどが困難な聴覚障害者などのみの世帯、及びこれに準ずる世帯。	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700円	—
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	視覚障害者で就労もしくは就学している者、または就労が見込まれる者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	—	

日常生活用具の紹介

種 別	種 目	対 象 者	性 能	基 準 額	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門または人工膀胱を造設した者	消化器系：低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型で、ラテックス製またはプラスチックフィルム製の収納袋	月額8,858円	—
			尿路系：低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製またはプラスチックフィルム製の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのもの	月額11,639円	
	紙おむつなど	①ストーマの著しい変形などによりストーマ装具の使用が困難な者 ②3歳以上の者で高度の排便もしくは排尿機能障害の者、または脳原性運動機能障害かつ意思表示困難な者	紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼなど衛生用品	月額12,000円	
				採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	
収尿器	高度の排尿機能障害のある者	・男性用 普通型 簡易型 ・女性用 普通型 簡易型	7,700円 5,700円 8,500円 5,900円	1	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能障害など3級以上の者	手すり取り付け、段差の解消など	200,000円	原則1回
点字図書		主に情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	既存の価格	—

※は介護保険が優先されます。

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の四肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
 3 T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、点字器、人工喉頭、ストーマ用装具、紙おむつなどおよび収尿器については、対象者の在宅要件を問わないものとする。